

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和3年10月14日

報告事項件名	頁
1 足立区立学童保育室の指定管理者業務評価結果について・・・・・・・・・・	2
2 民設学童保育室及び指定管理学童保育室の選考状況について・・・・・・・・	6
3 令和4年度学童保育室入室承認基準指数表の変更について・・・・・・・・・・	10

(地域のちから推進部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和3年10月14日

件名	足立区立学童保育室の指定管理者業務評価結果について
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内容	<p>足立区立学童保育室（竹の塚学童保育室ほか12か所）の令和2年度業務について、足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので報告する。</p> <p>1 主な業務内容 足立区立学童保育室の運営</p> <p>2 指定管理者、学童保育室および指定管理料（令和2年度）</p> <p>（1）いきいきチャイルドケアあだち（ヤオキン商事株式会社・高和保育園共同事業体：代表取締役 伊藤 治光）</p> <p>① 竹の塚学童保育室 17,185,803 円</p> <p>（2）社会福祉法人 桑の実会（理事長 濱野 賢一）</p> <p>① 足立学童保育室 16,104,087 円</p> <p>② しまねっ子学童保育室 16,814,524 円</p> <p>③ せきや学童保育室（2室） 31,205,180 円</p> <p>④ 千寿学童保育室 16,969,744 円</p> <p>⑤ 東栗原学童保育室 17,162,916 円</p> <p>（3）株式会社 プライムツーワン（代表取締役 佐藤 範夫）</p> <p>① 亀田学童保育室（3室） 43,713,028 円</p> <p>② 新田西学童保育室 16,457,419 円</p> <p>（4）株式会社 マミー・インターナショナル（代表取締役 伊藤 勝康）</p> <p>① つばみ学童保育室 16,810,662 円</p> <p>（5）特定非営利活動法人 ワーカーズユープ（代表理事 田嶋 羊子）</p> <p>① さかえっこ学童保育室 18,028,412 円</p> <p>② 新田学園学童保育室 16,929,913 円</p> <p>③ 新田学園第二学童保育室（3室） 45,209,179 円</p> <p>④ 中島根学童保育室 17,935,211 円</p> <p>3 評価対象期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日</p>

4 評価委員会開催日

令和3年7月26日（月）

5 評価委員会委員構成（計4名）

種別	氏名	役職等
学識経験者等	豊倉 厚 【委員長】	東京都放課後児童支援員認定資格 研修講師 東京YMCA社会体育・保育専門学校 非常勤講師
	山本 七重	社会保険労務士
区 民	大久保 孝雄	足立区立加平小学校PTA会長
区職員	飯塚 尚美	学務課長

6 評価方法

(1) 担当課評価

提出資料の内容評価、指定管理者へのヒアリング、実地調査

(2) 評価委員会評価

提出資料の評価、指定管理者への質疑応答

<提出資料>

1	事業計画書（選定審査時）	8	就業規則等労務関係書類
2	年間行事計画書	9	防災等各種マニュアル
3	年間行事実施報告書	10	施設の鍵管理簿
4	決算関係書類	11	施設点検書類
5	職員名簿	12	おやつ献立表
6	職員研修実施状況	13	学童だより
7	労働条件チェックシート	14	保護者アンケート結果

7 評価結果（評価点は全て50点満点）

- (1) 竹の塚学童保育室（別添評価結果資料1ページ）
41点（得点率82%） 【総合評価 A-】
- (2) 足立学童保育室（別添評価結果資料5ページ）
41点（得点率82%） 【総合評価 A-】
- (3) しまねっ子学童保育室（別添評価結果資料9ページ）
41点（得点率82%） 【総合評価 A-】
- (4) せきや学童保育室（別添評価結果資料13ページ）
43点（得点率86%） 【総合評価 A】
- (5) 千寿学童保育室（別添評価結果資料17ページ）
43点（得点率86%） 【総合評価 A】

- (6) 東栗原学童保育室 (別添評価結果資料 21 ページ)
43点 (得点率 86%) 【総合評価 A】
- (7) 亀田学童保育室 (別添評価結果資料 25 ページ)
37点 (得点率 74%) 【総合評価 B+】
- (8) 新田西学童保育室 (別添評価結果資料 29 ページ)
39点 (得点率 78%) 【総合評価 A-】
- (9) つばみ学童保育室 (別添評価結果資料 33 ページ)
37点 (得点率 74%) 【総合評価 B+】
- (10) さかえっこ学童保育室 (別添評価結果資料 37 ページ)
42点 (得点率 84%) 【総合評価 A】
- (11) 新田学園学童保育室 (別添評価結果資料 41 ページ)
39点 (得点率 78%) 【総合評価 A-】
- (12) 新田学園第二学童保育室 (別添評価結果資料 45 ページ)
41点 (得点率 82%) 【総合評価 A-】
- (13) 中島根学童保育室 (別添評価結果資料 49 ページ)
44点 (得点率 88%) 【総合評価 A】

※ 評価点は、評価項目ごとに全委員の評価点の平均点を算出し、これを合計したものである。合計した評価点は、小数点以下は切捨て、整数とする。

参考 評価結果別一覧

R1 → R2	施設名
A → A	中島根 (1 施設)
A → A-	足立、しまねっ子 (2 施設)
A- → A	せきや、千寿、東栗原、さかえっこ (4 施設)
A- → A-	竹の塚、新田西、新田学園、新田学園第二 (4 施設)
B+ → B+	亀田 (1 施設)
新規 → B+	つばみ (1 施設)

8 委員会での主な意見と対応等

(1) 保護者アンケートの評価が低かった項目について分析を行い、改善に取り組むこと。

【対応】 アンケート結果を受け、原因を分析し改善に向けて取り組んでいる。

(2) 有給休暇の取得率が低い職員がいたため、改善に取り組むこと。

【対応】 法人本部や同法人が運営している学童保育室と連携し、法人全

	<p>体で休暇の取得を積極的に促して、改善に向けて取り組んでいる。</p> <p>(3) コロナウイルス感染症対策の清掃・消毒を念入りに行っており評価できる。</p> <p>9 評価結果の公表</p> <p>区ホームページにて令和3年11月頃掲載予定</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 今回の評価結果を指定管理者に通知し、今後の業務改善につなげていくよう指導していく。</p> <p>2 今回改善を要望した事項について、実地調査等により改善結果を確認していく。</p>

<p>件 名</p>	<p>民設学童保育室及び指定管理学童保育室の選考状況について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>地域のちから推進部 住区推進課</p>
<p>内 容</p>	<p>令和3年3月に改定した「足立区学童保育室整備計画」に基づき、令和4年4月1日に民設学童保育室1カ所の開設を予定している。また、指定管理学童保育室については、指定管理期間満了に伴う3カ所の更新と2カ所の新規開設を予定している。</p> <p>これらについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 民設学童保育室の選考状況について</p> <p>(1) 募集地域 舎人小学校・舎人第一小学校地域（2事業者が応募）</p> <p>(2) 審査会開催日 令和3年8月23日（月）</p> <p>(3) 運営予定事業者</p> <p>ア 名 称 エルシーワークス株式会社 イ 法人所在地 さいたま市南区南本町一丁目2番6号 ウ 設置予定地 足立区入谷二丁目6番13号 エ 定 員 50名 オ 案 内 図 (★印)</p>  <p>カ 選定理由等</p> <p>基準となる総合評価点数の6割を超える1393点を獲得した。特に、子どもの育成支援や保護者・学校・地域・関連機関等との連携についての評価が高く、異議なく選定された。</p> <p>※ 審査結果の詳細はP8、P9のとおり</p>

	<p>2 指定管理学童保育室運営事業者の応募状況について</p> <p>指定管理期間満了に伴う学童保育室3カ所と新規開設に伴う学童保育室2カ所を公募したところ下記の応募があった。</p> <p>(1) 指定管理期間満了に伴う学童保育室</p> <p>ア さかえっこ学童保育室（西新井栄町三丁目児童遊園内）</p> <p>（ア）設置場所 足立区西新井栄町三丁目1番21号</p> <p>（イ）定員 50名</p> <p>（ウ）選定審査件数 3事業者</p> <p>イ 千寿学童保育室（千寿小学校内）</p> <p>（ア）設置場所 足立区千住宮元町6番1号</p> <p>（イ）定員 49名</p> <p>（ウ）選定審査件数 2事業者</p> <p>ウ 竹の塚学童保育室（竹の塚地域学習センター内）</p> <p>（ア）設置場所 足立区竹の塚二丁目25番17号</p> <p>（イ）定員 40名</p> <p>（ウ）選定審査件数 2事業者</p> <p>(2) 新規開設に伴う学童保育室</p> <p>ア 江北五色のさくら学童保育室（〈仮称〉江北小学校内）</p> <p>（ア）設置場所 足立区江北四丁目21番1号</p> <p>（イ）定員 50名</p> <p>（ウ）選定審査件数 3事業者</p> <p>イ さくら学童保育室（綾瀬小学校内）</p> <p>（ア）設置場所 足立区綾瀬三丁目12番15号</p> <p>（イ）定員 3室150名（各室50名）</p> <p>（ウ）選定審査件数 9事業者</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 民設学童保育室については、事業者との連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、令和4年4月開設に向けて進行管理を徹底させる。</p> <p>2 指定管理学童保育室については、指定管理者選定審査会において候補者の選定後、指定に向けた事務処理を進める。</p>

民設学童保育室の選考状況について【舎人小学校・舎人第一小学校地域】

1 施設の概要

- (1) 所在地 足立区入谷二丁目6番13号
- (2) 構造 木造2階建て
- (3) 学童保育室使用部分の延床面積 115.92㎡

2 運営予定事業者の概要

団体名	エルシーワークス株式会社		
設立年月日	平成20年6月4日		
事業概要	1 保育事業 2 学童保育事業 3 人材事業		
代表取締役	小野澤 智		
主な運営実績	足立区	学童保育室1カ所、小規模保育施設1カ所	
	大田区	認可保育所1カ所、小規模保育施設2カ所	
	さいたま市	小規模保育施設2カ所、企業主導型保育施設1カ所	
	戸田市	学童保育室1カ所	

3 学童保育室の保育支援方針の概要、税理士による財務診断結果及び収支計画の概要

(1) 保育支援方針の概要

- ・ 安全に過ごせる環境
放課後の生活を安全に過ごせる事が一番重要な事だと考えています。
- ・ お家にいるような心が安らぐ環境
子ども一人ひとりに寄り添い、一緒に遊び、会話を通じて、生活する時間を共にする事で、安心した学童生活を過ごせる環境を提供していきます。
- ・ 自主性を重んじた活動ができる環境
多種多様な遊びや活動を通し、子どもたちが自ら考え楽しむ事を見出す力、自ら率先して物事を考え、最後までやり遂げる力を育てていきます。

(2) 税理士による財務診断結果

評価点数			総合評価	コメント
安全性	収益性	経営効率	(A～D)	
5	3	3	B	過去3期ともに黒字であるが、直近決算は減収減益であり営業利益は赤字である。自己資本比率や流動比率は高く企業の安全性は良い。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(舎人小学校・舎人第一小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名 エルシーワークス株式会社		事業者名 A社	
	分類	説明		得点	割合	得点	割合
1	運営団体について 180点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	60	44	73.3%	56	93.3%
2		運営体制は安定しているか。	60	46	76.7%	50	83.3%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	60	48	80.0%	34	56.7%
		小計	180	138	76.7%	140	77.8%
4	学童保育室の施設について 240点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	60	42	70.0%	42	70.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	60	48	80.0%	50	83.3%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	60	40	66.7%	54	90.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	60	46	76.7%	52	86.7%
	小計	240	176	73.3%	198	82.5%	
8	学童開設までの準備について 180点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	60	46	76.7%	46	76.7%
9		開設までの資金計画は適正か。	60	44	73.3%	42	70.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	60	44	73.3%	44	73.3%
		小計	180	134	74.4%	132	73.3%
11	職員体制について 300点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	60	42	70.0%	46	76.7%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	60	44	73.3%	44	73.3%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	60	46	76.7%	50	83.3%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	60	42	70.0%	48	80.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	60	44	73.3%	48	80.0%
	小計	300	218	72.7%	236	78.7%	
16	危機管理について 300点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	60	46	76.7%	42	70.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	60	44	73.3%	52	86.7%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	60	42	70.0%	46	76.7%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	60	42	70.0%	46	76.7%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	60	42	70.0%	46	76.7%
	小計	300	216	72.0%	232	77.3%	
21	子どもの育成支援について 420点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	60	46	76.7%	46	76.7%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	60	44	73.3%	40	66.7%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	60	46	76.7%	38	63.3%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	60	52	86.7%	42	70.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	60	48	80.0%	48	80.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	60	48	80.0%	48	80.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	60	44	73.3%	46	76.7%
	小計	420	328	78.1%	308	73.3%	
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携 180点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	60	58	96.7%	44	73.3%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	60	52	86.7%	38	63.3%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	60	50	83.3%	38	63.3%
	小計	180	160	88.9%	120	66.7%	
合計			1,800	1,370	76.1%	1,366	75.9%

項番	評価項目			加点	得点	割合	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)					
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	90	54	0	0	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)					
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	36	23	63.9%	0	0
総計				1,926	1,393	72.3%	1,366	70.9%

順位				1	2

件名	令和4年度学童保育室入室承認基準指数表の変更について
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内容	<p>令和4年度の学童保育室入室審査における入室承認基準指数表について、以下のとおり変更を行う。</p> <p>1 基準指数</p> <p>(1) 居宅内就労と居宅外就労の基準指数の差異を廃止 様々な働き方がある中で、居宅内就労であっても勤務時間とされた時間は拘束時間となり、必ずしも居宅外に比べて子どもの保育がしやすい環境であるわけではないため、基準指数の差異について廃止する。なお、23区中9区で審査において居宅内と居宅外に差を設けていない。</p> <p>(2) 就労時間に休憩時間を含める 休憩時間は、1回の労働時間の途中に取るものであり、休憩時間の終了後は、勤務に戻る必要があることから、保育できない時間とし、就労時間に含めることとする。なお、23区中17区で休憩時間を含めて審査を実施している。</p> <p>2 補正指数</p> <p>審査の実績及び区民要望等を踏まえ、補正指数の見直しを行う。</p> <p>(1) 単身赴任世帯に対し補正指数を加算する。</p> <p>(2) 障がいありの児童の対象に、通所受給者証の交付を受けている児童を加える。</p> <p>(3) 保護者負担金の滞納世帯の減点を-10から-20に引き上げる。</p> <p>3 調整事項</p> <p>指数が同点の場合の優先承認判断基準に、指数に反映されない父母の就労状況を追加する。</p> <p>(1) 父母ともに就労場所が居宅外である方を優先する。</p> <p>(2) 父母の基準指数を合計した値が高い方を優先する。</p>
問題点 今後の方針	区民に対し入室申請案内や区ホームページで周知を行うほか、申請受付時に変更点の説明を行う。

別表2 (第3条関係) 足立区立学童保育室入室承認基準指数表

1 基準指数

(令和4年度の入室審査から適用)

就労などの類型		父母の状態			基準指数	基準番号
分類	申請理由	就労等の状況		午後1時～午後5時の時間帯における週の就労合計時間		
		週	1日			
1	就労・就学 ※就学は就労に必要な技術習得を目的とした就学に限る。	5日以上 (月20日以上)	7時間45分以上	18時間以上	20	1-1
				15時間以上18時間未満	18	1-2
				12時間以上15時間未満	16	1-3
			4時間以上 7時間45分未満	18時間以上	19	1-4
				15時間以上18時間未満	17	1-5
				12時間以上15時間未満	15	1-6
		4日 (月16日～19日)	7時間45分以上	15時間以上	18	1-7
				12時間以上15時間未満	16	1-8
			4時間以上 7時間45分未満	15時間以上	17	1-9
				12時間以上15時間未満	15	1-10
		3日 (月12日～15日)	7時間45分以上	12時間以上	16	1-11
			4時間以上 7時間45分未満	12時間以上	15	1-12
2	就労 ※深夜を含む不規則勤務の場合	4週間における週平均の就労時間が38時間45分以上で、深夜帯(22時から翌5時まで)を含む勤務が2回以上		月(4週間)のうち12時間以上の週が1週以上	20	1-13
3	就労 ※13時～17時の週合計時間が12時間未満	週5日以上勤務で一週間の就労合計時間が38時間45分以上		12時間未満	9	2-6
4	両親不存在	父母が常時不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁など)			20	3-1
5	保護者の病気・心身の障がいなど	入院	常時入院(入退院を繰り返している)		20	4-1
		自宅内療養	専門機関の指示書などによる療養の状況が放課後の保護育成にあたるのが困難		15	4-2
		心身の障がい	愛の手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級		18	4-3
			愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級		15	4-4
			愛の手帳4度・身体障害者手帳4級 精神障害者保健福祉手帳3級		12	4-5
6	看護・介護	自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番号1の基準に準じる。			20～15	5-1～12

(1) 分類番号1、2、3における就労時間には、休憩時間を含むものとする。

2 補正指数（基準指数に補正指数を加減して最終指数を算出する）

番号	条 件		加・減算指数
補①	父母の状況	1 ひとり親世帯・両親不存在	+ 3
		2 単身赴任	+ 2
補②	学年補正	1年生・2年生	+ 10
		3年生	+ 6
		4年生	+ 2
補③	住所	区外在住者（転入予定者を除く。）	- 3
補④	心身の障がい の有無	1 入室申請児童が愛の手帳（療育手帳）、身体障害者手帳、精神障害者手帳のいずれかを交付されている場合。	+ 4
		2 入室申請児童が補④1に掲げる手帳を交付されておらず、障害児通所支援受給者証のみ交付されている場合。	+ 2
補⑤	保護者負担金の滞納	申請児又は、同家庭の在室児及び卒室児に滞納がある世帯	- 20

3 学年による承認順位

1	1年生	基準指数が12以上を有する家庭の児童を承認とし、1年生の申請数が定員数を超える場合は、最終指数上位より定員数までを承認とする。ただし、以下に該当する場合は、適用しない。 ・補正指数⑤に該当する場合。 ・基準指数が分類番号3である場合。
2	2年生から6年生まで	在籍可能数（定員から1年生の承認数を減じた数）を最終指数の上位から承認する。

4 調整事項

（最終指数が同じ場合は、順番1から順に審査し承認者を決定する）

順番	項目	調整事項
1	学年	学年の低い方を優先する。
2	就労場所	父母ともに就労場所が居宅外である方を優先する。 *ひとり親世帯の場合は申請している親を対象とする。
3	父母の基準指数合計	父母の基準指数を合計した値が高い方を優先する。 *ひとり親世帯の場合は、合計する相手の基準指数を20とみなす。
4	父母の自宅から勤務地までの直線距離	父母の自宅と勤務地を直線距離で測定し遠い方を優先する。 *父母の勤務地の近い方を審査の対象とする。 *日によって仕事の現場が変わる場合は、事務所を勤務地とみなす。事務所がない場合は、自宅を勤務地とみなす。
5	学校から自宅までの距離	学校から申請児童の自宅までの距離の遠い方を優先する。
6	その他	区長が特に必要と認める事項

(1) 学年による審査において最終指数が同じとなる場合は、基準指数の表分類1の項、2の項、4の項、5の項及び6の項に該当する者の中から、順番2から順番6により承認者を決定する。

(2) 前項による決定後、基準指数の表分類3の項に該当する者の中で、順番5及び順番6により承認者を決定する。

別表2 (第3条関係) 足立区立学童保育室入室承認基準指数表

1. 基準指数

(平成31年度の入室審査から適用)

就労などの類型		父母の就労形態などの状態			基準指数	基準番号	
分類	種類	週	1日	午後1時～午後5時の時間帯における一週間の就労合計時間			
1	・ 自宅外就労 ・ 就学など ・ 個人事業主・会社経営・従事者で <u>自宅外就労</u>	5日以上 (月20日以上)	7時間以上	18時間以上	20	1-1	
				15時間以上 18時間未満	17	1-2	
				12時間以上 15時間未満	13	1-3	
			4時間以上 7時間未満	18時間以上	19	1-4	
				15時間以上 18時間未満	16	1-5	
				12時間以上 15時間未満	12	1-6	
		4日以上 (月16日～19日)	7時間以上	15時間以上	18	1-7	
				12時間以上 15時間未満	15	1-8	
				4時間以上 7時間未満	17	1-9	
			3日以上 (月12日～15日)	7時間以上	12時間以上	14	1-10
					12時間以上	15	1-11
				4時間以上 7時間未満	14	1-12	
		深夜を含む不規則勤務	不規則勤務で、一週間の就労合計時間が35時間以上、かつ午後1時～午後5時の時間帯の合計が12時間以上ある方 (詳細は申請案内4ページ参照)			20	1-13
2	・ <u>自宅内就労</u> 個人事業主・会社経営・従事者で <u>自宅内就労</u>	5日以上 (月20日以上)	7時間以上	18時間以上	17	2-1	
				15時間以上 18時間未満	14	2-2	
				12時間以上 15時間未満	10	2-3	
			4時間以上 7時間未満	18時間以上	16	2-4	
				15時間以上 18時間未満	13	2-5	
				12時間以上 15時間未満	9	2-6	
		4日以上 (月16日～19日)	7時間以上	15時間以上	15	2-7	
				12時間以上 15時間未満	12	2-8	
				4時間以上 7時間未満	14	2-9	
			3日以上 (月12日～15日)	7時間以上	12時間以上	11	2-10
					12時間以上	12	2-11
				4時間以上 7時間未満	11	2-12	
3	週5日以上勤務で一週間の就労合計時間が35時間以上		12時間未満	9	2-6		
4	不存在	父母が常時不存在 (死亡・離別・行方不明・拘禁など)			20	3-1	
5	保護者の病気がいなど	入院	常時入院 (入退院を繰り返している)		20	4-1	
		自宅内療養	専門機関の指示書などによる療養の状況が放課後の保護育成にあたるのが困難		15	4-2	
		心身の障がい	愛の手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級		18	4-3	
			愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級		15	4-4	
			愛の手帳4度・身体障害者手帳4級 精神障害者保健福祉手帳3級		12	4-5	
6	看護・介護	自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、外勤者の就労状況(分類1)の基準に準じる。			20～12	5-1～13	

2.補正指数（基準指数に補正指数を加減して最終指数を算出します。）

番号	条 件		加・減算指数
補①	父母の状況	ひとり親世帯・両親不在	+ 3
補②	学年補正	1年生・2年生	+ 10
		3年生	+ 6
		4年生	+ 2
補③	住所	区外在住者（転入予定者を除く。）	- 3
補④	手帳をお持ちの児童	愛の手帳・身体障害者手帳等をお持ちの児童は写しを提出して下さい。	+ 4
補⑤	保護者負担金の滞納	申請児又は、同家庭の卒室児に滞納がある世帯	- 10

3.学年による承認順位

1	1年生	基準指数が12以上を有する家庭の児童を承認とする。ただし、補正指数⑤に該当する場合は適用せず、基準指数から補正指数を加減する。 1年生の申請数が定員数を超える場合は指数上位より定員数までを承認とする。
2	2年生から6年生まで	在籍可能数（定員から1年生承認数を減じた数）を指数の上位から承認する。

4.調整事項

（同指数の方がいた場合の審査基準です。1から順に審査し承認者を決定します。）

順番	項目	調整事項
1	学年	学年の低い方を優先する。
2	父母等の勤務地等	父母等の勤務地等を直線距離で測定し自宅から遠い方を優先する。 *父母等の勤務地の近い方を審査の対象とする。 *日によって仕事の現場が変わる場合は、事務所や自宅を勤務地とみなす。
3	学校から自宅までの距離	学校から自宅までの距離の遠い方を優先する。
4	その他	区長が特に必要と認める事項

備考

- 1 学年による審査において同指数となる場合は、基準指数の表分類1の項、2の項、4の項、5の項及び6の項の方の中で、順番2の項、3の項及び4の項により承認者を決定する。
- 2 前項による決定後、基準指数の表分類3の項に該当する方の中で、順番3の項及び4の項により承認者を決定する。